

# ムンバイ日本人学校

## 新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

2022年3月3日改訂（改訂部分橙字表記）

2022年5月5日改訂（改訂部分青字表記）

2022年6月15日改定（改訂部分緑字表記）

### 1. はじめに

インド国内外の感染状況を見据えると、新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められることが見込まれる状況である。こうした中でも、持続的に児童生徒の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要がある。文部科学省から「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和4年4月1日時点）の考えに基づいた「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～（2022.4.1 Ver.8）」が示された。また、「厚労省事務連絡 令和4年1月5日 令和4年1月28日一部改定 新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」「令和4年2月9日 厚労省 同居家族の濃厚接触者の待機期間の見直し」等が新たに示された。令和4年5月4日、在デリー大使館の松岡医務官が来校され本校職員への新型コロナウイルス感染症に関する指導があった。これをもとに感染マニュアルを変更することとした。（内容は7ページ目）これをもとに感染症対策に努めていきたいと考える。また、プライバシーには十分な配慮をし、感染者やその家族に対して差別等がおこらないよう日常的に指導を行う。

なお本マニュアルは、今後新たな情報や知見が得られた場合には随時見直しを行うものである。

### 2. 学校における基本的な新型コロナウイルスにおける感染症対策について

#### <感染症対策の3つのポイント>

#### 感染源を絶つこと

- ①本人及び同居家族に発熱等の風邪の症状がある場合等には登校・出勤しないことの徹底
- ②本人及び同居家族の登校・出勤時の健康状態の把握
- ③校内で風邪の症状が見られた場合の明確な対応

学校内で感染源を絶つためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要である。特に、感染経路不明の感染者が発生しているような状況においては、児童生徒、教職員及びその家族の健康観察を徹底して行う。

#### 感染経路を絶つこと

- ①手洗い
- ②咳エチケット
- ③清掃・消毒

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染及びエアロゾルで感染し、閉鎖空間で人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。

## 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導する。

### <具体的な取り組み>

#### (1) 日常における対策措置

- ・ 児童生徒及び教職員が感染予防対策に関する知識を持ち、健康管理の強化を図る。
- ・ 児童生徒及び教職員は、感染対策用として「ハンカチまたはタオル」「不織布マスク」「マスクを置く際の清潔なケース」を毎日持参する。
- ・ 児童生徒及び教職員と同居家族の健康状態を把握する。
- ・ 校舎内における児童生徒及び教職員が触れやすい箇所（ドア・スイッチ・机・椅子等）は1日1回以上の消毒を行う。
- ・ 感染予防のための備品（手洗い用せっけん・消毒液・体温計・予備マスク・予備タオル等）の整備補給を行う。
- ・ ただちにオンライン授業への切り替えができるよう常日頃から準備をしておく。
- ・ 登校時、2時間目と4時間目の終わりの体温測定を行う。
- ・ 互いが一定の距離を保ちながら活動できる場の設定の工夫を行う。

#### (2) 登校前

- ・ 登校前の検温結果と健康状態（同居家族の健康状態を含む）について Google フォームで学校に報告する。
- ・ 発熱（平熱以上※1）
- ・ 呼吸困難や倦怠感等、風邪の症状、咽頭痛、頭痛、下痢、結膜炎あるいは普段と異なる症状があった場合、学校に症状の内容を知らせ、登校を中止する。

※1 平熱は、起床後1杯の水を飲み何分か経過後計測。1週間ほどの平均を取る。概ね0.5℃以上の上昇。

#### (3) 登校時

- ・ 児童生徒の引き渡しを1階エントランスにて行う。その際保護者は原則建物内に立ち入らない。
- ・ 教職員がエントランス入口で検温する。担任がソーシャルディスタンスを保ちながら引き継ぎ、教室まで引率する。
- ・ 朝の引き渡しの時、検温及び症状の有無を確認する。発熱やその他症状が見られた場合は、校舎には立ち入らず、登校を中止し保護者と帰宅させる。
- ・ 児童生徒及び教職員は、階段を使用する。

#### (4) 授業中

- ・児童生徒及び教職員は、常時マスクを着用し、距離（1～2 m）の確保に努める。
- ・休み時間毎に教室の窓を開けて換気する。窓がない教室はドアを開け、扇風機で排気する。
- ・空気清浄機は常に作動させておく。
- ・授業担当者は、児童生徒の健康状態に留意し、体調の変化等が見られた場合は、直ちに校長に報告し、「3. 各事案発生時の対応」を実行する。

#### (5) 下校時

- ・児童生徒の引き渡しを1階エントランス内で行う。\*ソーシャルディスタンスを保つ。
- ・担任がエントランスまで児童生徒を引率する。
- ・児童生徒及び教職員は、階段を使用する。

#### <具体的な活動場面ごとの感染予防対策について>

##### (1) 各教科について

下記の活動は、各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」であるため、実施する場合は、感染対策を十分に行った上で学習活動を実施する。その際、回数や時間の制限、児童生徒の距離や向きなどについて慎重に検討してから行う。

☆各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で大きな声で話す活動」

☆理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」

☆音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」

☆図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

☆家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」

☆体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

##### ○授業実施における留意点

- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしない。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行う。

##### <体育の授業に関して>

- ・感染リスクを避けるために児童生徒の間隔を十分確保し、特に呼気が激しくなるような運動は避ける。
- ・マスクの着用については、身体のリスクを考慮しマスクを着用しなくても良いことになっている。（文科省のマニュアルより）しかし、本校のホールは狭い空間であるため原則としてマスクの着用を推奨する。ただし、保護者の意向でマスクを外して参加することも可能とする。
- ・医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重する。

## (2) 昼食

- ・児童生徒の食事の前後の手洗い・机上の消毒を徹底する。
- ・机を向かい合わせにしない。可能な限り間隔をとる。
- ・食事中は会話をしない。
- ・食事中は、机上にハンカチ等を用意し、咳エチケットを守れるようにする。

## (3) 清掃活動 \*感染防止のため、当面の間実施しない。

## (4) 休み時間

- ・休憩時は、廊下での滞留をしないようにする。
- ・エアタオルは使用せず、自分のハンカチ・タオルを使用する。
- ・図書スペースについては、利用の前後に手洗いをを行い、児童生徒間の距離を確保させる。
- ・図書スペース・教室においては、休み時間に児童生徒が十分な距離を保てるような場の設定を工夫し、お互いの体が接触するような遊びは行わず、会話の際も一定の距離を保つ。
- ・教室に戻る前に手洗い・手指消毒を行う。

## 3. 各事案発生時の対応について

\* 学校で事案が発生した場合、該当児童生徒以外の動きについては、4に記載

\* **状況の判断に迷う時は、校長に相談する。**

\* 隔離対象者とは、医療機関や会社等から隔離の指示が出されている者及びその家族とする。  
\* 出席停止中はオンライン授業参加可能

### (1) 児童生徒本人<症状がある場合>

<症状>

#### ①発熱した場合（平熱以上 概ね 0.5℃以上の上昇）

※平熱は、起床後1杯の水を飲み何分か経過後計測。1週間ほどの平均を取る。

#### ② 咳・喉の痛み、倦怠感、頭痛などの症状を併発している場合。

#### ③ その他新型コロナ感染が疑われる時（下痢・腹痛等）

<症状があった後の対応> \* **状況の判断に迷う時は、校長に相談する。**

- ・家庭で判明した場合は、登校を中止し、受診する。（PCR検査を受検）
- ・学校で判明した場合は、すぐに帰宅し、受診する。（PCR検査を受検）

<PCR検査受診後の対応>

陰性の場合・・・症状が消えてから登校可 受診時の陰性証明書提出

\* オンライン授業参加可

陽性の場合・・・出席停止発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快から72時間経過したら登校可

（10日間経過しているため陰性証明書の提出必要なし）

\* オンライン授業参加可

### (2) 児童生徒本人<症状はないが国外旅行前のPCR検査や抗原検査等で陽性と判定された場合>

<PCR検査受診後の対応>

検体提出日から7日間経過後、再度PCR検査を受検

陰性証明書を提出し、登校可 \*オンライン授業参加可

### (3) 児童生徒の同居家族

<症状>

①発熱した場合（平熱以上 概ね 0.5℃以上の上昇）

※平熱は、起床後1杯の水を飲み何分か経過後計測。1週間ほどの平均を取る。

②咳・喉の痛み、倦怠感、頭痛などの症状を併発している場合。

③その他新型コロナウイルス感染が疑われる時

<症状があった後の対応>

- ・家庭で判明した場合は、登校を中止し、[担任に連絡する](#)。
- ・学校で判明した場合は、すぐに帰宅する。

<PCR 検査受診後の対応>

**本人、同居家族共に陰性の場合**・・・\*同居家族の症状が消えてから登校可  
登校前に PCR 受診時の陰性証明書提出  
\*オンライン授業参加可

**本人が陽性（症状あり）の場合**・・・出席停止、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快から72時間経過したら登校可（10日間経過しているため陰性証明書の提出必要なし）  
\*オンライン授業参加可

**本人が陽性（症状なし）の場合**・・・出席停止、検体提出日から7日間経過後、再度 PCR 検査を受検（登校前の72時間以内）陰性証明書を提出し、登校可  
\*オンライン授業参加可

**同居家族が陽性で本人が陰性の場合**・・・出席停止、住居内で感染対策を講じた日から7日間（8日目解除）  
再度 PCR 検査を受検（登校前の72時間以内）・陰性証明書提出後登校可  
\*オンライン授業参加可  
\*同居家族が陽性の場合には本人が感染する可能性が高いので十分注意すること

#### \*住居内で感染対策を講じるとは（厚生労働省による）

日常生活を送る上で可能な範囲でのマスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策のこと

\*登校前に PCR 検査が必要な場合は登校前72時間前に受検し、陰性証明を提出すること。

(4) 教職員本人及び教職員の同居家族の対応については、(1) から (3) に準じる

(5) 学校内で体調不良者が発生した場合

◎学校内で、発熱、咳、のどの痛み、呼吸障害、下痢、嘔吐、味覚障害、嗅覚等の症状が発生した場合には、当該児童生徒を他の者との接触を避けられるよう、別室で待機させる。

◎直ちに状況を学校長に報告する。

◎当該者の家庭と連絡を取り、症状によっては帰宅させる。

#### (6) 児童生徒・教職員の居住区域封鎖の場合

＜対象者は出席停止・自宅待機＞

◎連絡を受けた教職員は、直ちに学校長に報告する。在校中の場合も同様とする。

◎当該者が登校しているときは、安全に帰宅させる。

◎指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

◎対面授業の実施が困難と判断される場合は全校オンライン授業に切り替える。（基準は「4. 学校オンライン授業への切り替え・臨時休業等について」に準ずる）

### 4. 学校のオンライン授業への切り替え・臨時休業等について

#### (1) 学級単位でのオンライン授業実施基準

以下のいずれかの状況に該当する場合、学級単位でオンライン授業を実施する。

①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合

②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者がいる場合

③1名の感染者が判明し、複数の出席停止者が存在する場合

④その他、運営委員会（学校運営委員長）で必要と判断した場合

※教員が出勤停止措置となっている場合、児童生徒は登校し、該当教員の授業のみ（学校から）オンラインで受講する。当該教員の健康状態を考慮し、必要に応じて他教員による代理授業等を検討する。

※複数学年でオンライン授業を実施する状況になった場合や複数の教員が出勤できない状況になった場合、全校でオンライン授業を実施する。

#### (2) ハイブリッド授業実施基準

○①・②・③のいずれにも該当しないが、出席停止措置者がいる場合、当該学級はハイブリッド授業を行う。

○ハイブリッド授業の期間は、出席停止措置が解除される日までとする。

○兄弟の一人が学級閉鎖等により登校できない場合、他の兄弟がオンライン授業を希望する場合は、ハイブリッド授業を行う。

○コロナ感染への不安から、出席を望まない児童生徒がいるご家庭については、学校長の判断のもと出席停止措置とし、ハイブリッド授業を行う。

#### (3) 学級閉鎖(部分的な臨時休業)実施基準

○①・②・③のいずれかの状況が発生した場合、学校長が根拠および必要期間とともに学校運営委員会（学校運営委員長）に状況を説明する。学校運営委員会（学校運営委員長）が学級閉鎖を決定する。

○閉鎖された学級のみオンライン授業を行い、その他の学級は対面授業を継続する。

○学級閉鎖期間は、5日(土日含む)とする。

○出席停止者および出勤停止措置者が増加したことで、学校閉鎖に移行する必要がある場合、後述の学校閉鎖に必要な手順に準拠する。

#### (4) 学校閉鎖の場合（学校全体の臨時休業）

○複数学年の学級閉鎖もしくは複数の教員が出勤できない場合、学校長が根拠および必要期間とともに学校運営委員会（学校運営委員長）に状況を説明し、学校運営委員会が学校閉鎖を決定する。

この場合、全校オンライン授業とする。授業が成立しない場合はオンライン授業を実施せず、実施可能な状態になったら授業を実施する。

○学校閉鎖期間は、5日(土日含む)とする。

#### (5) その他留意事項

○ムンバイ日本人学校の立ち入り禁止措置や、公的機関による外出禁止令等が出された場合は、学校運営委員会が学校閉鎖を決定する。

### 5. 関係機関連絡先

機関・部署名	連絡先
文部科学省総合教育政策局教育改革・国際課	電話：+81 03(5253)4111 <代表> +81 03(6734)2440 <夜間> Fax：+81 03(6734)3711
在ムンバイ日本国総領事館	電話: (91-22) 2351-7101 Fax: (91-22) 2351-7120
学校運営委員会	学校長より
Knowledge Park	学校長より
Hiranandani Hospital	022 25763300 / 3333 022 71023300 / 3333
プレステージ・インターナショナル	98-7039-2731

### 6. 令和4年5月4日 在デリー大使館付松岡医務官からの指導

#### 概要

令和4年5月4日に、ムンバイ日本人学校多目的ホールにて、在デリー大使館で医務官をされている松岡慈子氏から、インドにおける新型コロナウイルス感染症の現状について指導を受けた。以下は松岡医務官が述べられた新型コロナウイルス感染症に関する情報・指導である。

#### (1) 感染に注意してほしい場面・状況

- ・換気の悪い部屋。
- ・汚いマスクの着用。
- ・不織布ではないマスクの使用
- ・適切でないマスクの着用（鼻が出ている、フィットしていない等）。
- ・近距離での会話。
- ・ドアノブ、携帯電話、パソコン等の接触感染。  
(プラスチック製品に付着したウイルスは2～3日残っている)
- ・会食。
- ・旅行中の外食。

#### (2) 新型コロナウイルスに感染したと考えられる状況

- ・発熱：平熱時より体温が上がった状態。
- ・発熱と次の症状が併発している場合

→頭痛、咽頭痛、鼻詰まり、下痢、腹部膨満感、筋肉痛、関節痛、咳、倦怠感 等

※37.0°Cでも感染している場合もあるため、自分の平熱から体温が上がったら感染を疑うべきである。

※平熱は 、起床後1杯の水を飲み何分か経過後計測。1週間ほどの平均を取る。

※平熱は人それぞれ違うものであり、特に女性は排卵期で体温が上昇するため、基礎体温をチェックし、自分の体温傾向を認識しておくこと。

### (3)日ごろからの対策

- ・学校内、家庭内での手洗いの習慣化・咳エチケットの習慣化。
- ・不織布マスクの着用。
- ・1～2メートルの距離をとっての会話。
- ・ドアノブ、トイレ等共用部分のこまめな消毒と清掃。
- ・マスクを伴わない授業（音楽や体育）は、屋外で行うか、換気がされている場所で向き合わずに学習を進める。
- ・発熱他、体調不良がある場合は、登校せずに自宅で休む。
- ・濃厚接触者の場合、感染者に暴露してから、5日目でPCR検査を行う。陰性であれば出勤可能。